

議案第 36 号

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例の改正について

令和 2 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保健センター」を「前橋市保健センター」に改める。

第 2 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 前橋市保健センター
- (2) 位置 前橋市朝日町三丁目 36 番 17 号

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。